

## 取材に対する回答

【岸和田市総務部庁舎建設準備課】

### 【質問1】

現在決定されている、現庁舎駐車場位置に決定した経緯を教えてください。

### 【回答1】

当該位置の決定の経過ですが、平成30年度に、一定の規模のある3つの市有土地を候補としたうえで、「防災性、利便性、まちづくり、環境への影響、経済性」の各観点から評価を行い、2候補地を絞り、さらに最終候補地を選定し、現地と決定した上で、令和元年度に基本計画を策定し、議会の庁舎建設特別委員会に報告し、令和2年度には、建設に関する予算の議決を経まして、現庁舎位置と第2来庁者用駐車場と上下水道局駐車場を敷地として2棟を建てることとしておりました。業者選定では、仮契約を締結しましたが、本契約とする議会からの議決を得られなかったため、事業が一時停滞したものです。

このことで、事業費の財源としていました、国からの交付税措置のある「市町村役場機能緊急保全事業」という起債制度の活用について、「令和2年度末までに実施設計契約をする」という条件を満たせなくなったので、この方法が使えず、約33.2億円の負担が追加で発生する見込みとなりましたので、事業費を再度見直して出直すこととしたものです。

ただし、現地建設での予算議決を受けたものですので、前基本計画を基礎とし、修正せざるを得ない点を修正するものとし、昨年度は建設方法も含めて事業費を見直す検討を進めました。見直しでは、前基本計画は、現庁舎位置にも建設をするため、一時的に仮設庁舎を設ける必要がありました。見直しに際しては、事業費の圧縮が課題でありましたので、この仮設を行わない方法とともに、現庁舎以外に既に執務室のある部署の集約をしないものとし、延べ床面積も縮小したうえで、第1案として、前基本計画のうち、建設地の1つであった第2来庁者用駐車場及び上下水道局駐車場を敷地に1

棟建設とする考え方と、第 2 案として、2 棟建設のうち、窓口機能を集約させた 1 棟分を候補地選定外となった福祉総合センターの余剰地に移すことも検討しました。

今年度の 4 月に入りまして、まず庁内合意として、「現地での 1 棟建設の考え方」と「現地と福祉総合センター余剰地を一部活用した 2 棟建設の考え方」の二案を比較検討し、検討結果として、福祉総合センター余剰地を使う 2 棟の考え方については、現在の市役所別館や第 2 別館を含めた庁舎群との関係で、機能が分散化してしまうことのデメリットが大きいという多くの庁内の意見から、現地での 1 棟建設が良いとの結論に至り、そこで、同年の 5 月に議会での庁舎建設特別委員会に、現地での 1 棟建てを進める旨を報告し、承認を得て、現在基本計画の改定作業に入ったところです。

【質問2】

津波の危険性や活断層の存在により、市民から一部反対の声が出ているのはご存じでしょうか？

【回答2】

一部お声があることは承知しております。

【質問 3】

活断層の発覚後も、建て替え場所の再検討はなされなかったのでしょうか？

【回答 3】

活断層については、令和 2 年 11 月に国土地理院から公表がなされたものでして、これを受けて、令和 3 年度には学識からの教示を受けました。その概要をまとめるとともに、検討内容として、7 月に庁内の検討委員会へ報告し、同様に 9 月の議会において庁舎建設特別委員会に報告をしております。

#### 【質問 4】

現庁舎位置での建て替えでも問題ないと判断されている理由について教えてください。

#### 【回答 4】

当該活断層は、国土地理院から公表されましたが、活断層による「地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率の予測」などの評価については、現時点で、国の「地震調査研究推進本部」（※文部科学省の特別の機関）において審議中となっており、詳細な情報やこれを基にした国や大阪府でのハザード情報はない状況です。

こうした状況の中で、学識から、活断層構造についてのご教示をうけました。

ご教示された概要では、国土地理院活断層図にある断層線とは、地下の断層面と地表面の交線で、断層面そのものは、断層線の位置から地下へ斜めに広がっているもので、震源となる断層の位置は、一般的に地下5km～10km程度の深さにあり、断層線の直下に震源があるのではないということ。また地震は、断層深部の岩盤の割れ目の崩壊が震源となり、断層を覆う地層全体に振動が広がるので、断層線上にだけ被害が起こるものではないということです。

そこで、本市としては、断層構造はキロメートルの単位ですので、単に断層線だけに注目し、そこだけを避けるということではなく、地震そのものの影響を勘案して、現在の耐震技術を駆使することで、耐震性ある庁舎で対応するものとしたところです。

## 【質問 5】

現庁舎位置に建て替える一番のメリットは何でしょうか。

## 【回答 5】

令和 2 年度において、建設地を「現地」とする基本計画に基づいた庁舎建設予算を議決いただいております。その点で、市の執行側としては、建設地に対しては現地として議会との合意点があり、それに基づき実施することが基本であると考えております。

そのうえで、この方法の主なメリットとして、耐震性のない現庁舎を早期に建て替えられるという点が挙げられます。現庁舎は、旧館は昭和 29 年建築で、新館は昭和 46 年建築です。いずれも、旧耐震基準で、今後想定されている南海トラフ等の大きな地震に対して、市の職員や来庁される方々の安全や、市の業務継続の面からも早期の建て替えが急務となっているため、現在の最速目標で、前基本計画で予定した最終期限である令和 10 年度竣工を目指すことができるということです。

また、既存施設である市役所別館や第 2 別館のまとまりをもって庁舎群を維持しつつ、本市の財政的負担を考慮した経済的な建て方ができる点も挙げられます。これは、前基本計画も現在の改定計画も同様ですが、新耐震基準を満たしている市役所別館及び第 2 別館の既存施設を活用して、市役所機能を分散させず、一定の距離のまとまりを保ちながら、建て替えの必要な庁舎を建て替えることができるものです。

【質問 6】

一部市民から、今池公園に建て替えるのが良いとの意見も出ていますが、この案は現実的ではないのでしょうか？

【回答 6】

この件についても、令和 2 年度において、建設地を「現地」とする基本計画に基づいた庁舎建設予算を議決いただいております。その点で、市の執行側としては、建設地に対しては現地として議会との合意点があり、それに基づき実施することが基本であると考えております。そのうえで申し上げますと、平成 31 年第 1 回定例会本会議において、議員からの質問に対して、「平成 25 年度の庁舎建替庁内検討委員会報告書の作成当時に、開設済みの公園を庁舎建設地とすることは、災害時の避難場所にもなっているため難しいという判断とともに、廃止される都市公園の機能を代替地で実施させる必要があつて、都市公園での庁舎建て替えは困難であるという判断をした。」と述べており、既に検討済みとなっているものです。

都市公園の廃止の前提となる代替の都市公園を設けるための期間や費用の点、耐震性のない庁舎の建て替えが急務となっている状況などからして、現実的ではありません。

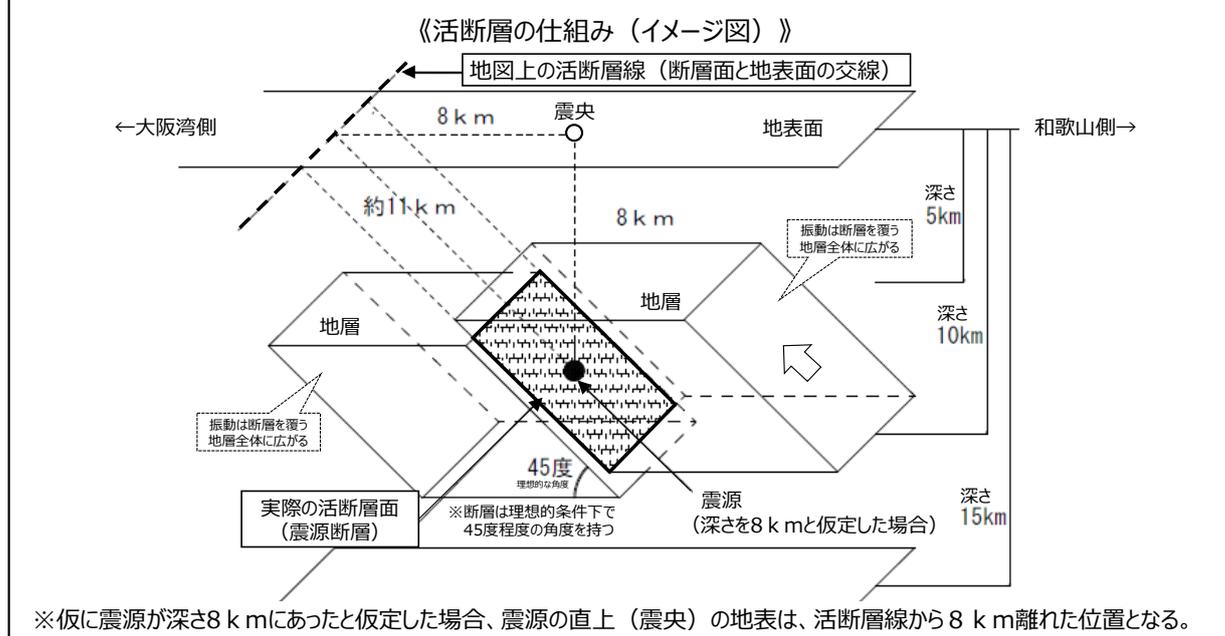
## 取材に対する回答その2(説明資料)

【岸和田市総務部庁舎建設準備課】

### 質問 4 に関する参考説明

河田 恵昭 教授（関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長  
・特別任命教授）の説明

- 地図にある断層線とは、地下の断層面と地表面の交線で、断層面そのものは、断層線の位置から地下へ斜めに広がっている。震源となる断層の位置は、一般的には地下5～10 kmの深さにあり、断層線の直下に震源があるのではない。
- 地震は、断層深部の岩盤の割れ目の崩壊が震源となり、断層を覆う地層全体に振動が広がるので、断層線上にだけ被害が起こるものではない。



- 地図上の活断層線と震源となる活断層の位置は異なる。  
（断層線の真下が震源ではない）
- 断層を覆う地層全体に振動は広がるので、活断層の近くだけ強く揺れるとは限らない。  
（震源となった断層の形状や地盤特性で揺れの大きさも変わる）